

平成23年10月17日
岡山市消費生活センター

**「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の
電話勧誘トラブルが多発してます！**

事例

突然見知らぬ業者Aから、「B社の封筒が届いていないか。」と電話があり、その数日後、立派な作りをしたカラー刷りパンフレットが届き、「金山の再生」や「純国産の金」などと記載されており、「採掘権利譲渡担保債権」の申込書が同封されていた。さらに数日後、初めに電話してきた業者Aから、「企業では鉱山の採掘権は購入できないので、B社のパンフレットに記載されている鉱山の採掘権を購入してくれたら、上乘せした額で買い取りたい。」と連絡があり、代金を支払い採掘権を購入したので、業者Aに電話したが通じなくなっていた。



被害にあわないためのアドバイス

- ・実際には業者が、鉱業法上の権利（鉱物の採掘・取得に関する権利）を有していないにもかかわらず、あたかも権利を有していて、「権利」や「証券」が販売されているかのような説明が行われています。
- ・パンフレットなどが送付された後、別の業者から「購入した権利を高く買い取るので、代わりに買ってほしい。」などと勧誘する「劇場型」と呼ばれる詐欺的な勧誘もあります。
- ・安易な儲け話はないので、冷静に考えましょう。
- ・一人で判断せず、家族や信頼できる人などに相談しましょう。
- ・少しでも不審を感じたり、契約に納得できない場合は、消費生活センターに相談するようにしましょう。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時